（特定外航船舶の確認）

第四十二条の七の九　認定対外船舶貸渡業者等は、認定外航船舶確保等計画の計画期間において導入した外航船舶が特定外航船舶に該当することについて、国土交通大臣の確認を受けることができる。

2　前項の確認を受けようとする認定対外船舶貸渡業者等は、次に掲げる事項を記載した特定外航船舶確認申請書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　確認を受けようとする者の住所及び氏名

二　確認を受けようとする外航船舶の明細

3　前項の特定外航船舶確認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一　特定外航船舶に該当する旨の認定事業基盤強化事業者が発行する証明書

二　対外船舶運航事業者との貸渡しに関する契約書の写し又は当該認定対外船舶貸渡業者等が自らの対外船舶運航事業の用に供することを証する書類

4　国土交通大臣は、第二項の特定外航船舶確認申請書に記載された外航船舶が認定外航船舶確保等計画に従つて導入された特定外航船舶に該当することを確認したときは、速やかに、当該認定対外船舶貸渡業者等に対し、当該特定外航船舶の対外船舶運航事業者への貸渡しの状況を記載した確認証を交付するものとする。

（外航船舶の譲渡の届出）

第四十二条の七の十　法第三十九条の六第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航船舶譲渡等届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一　譲渡人及び譲受人の住所及び氏名並びに国籍

二　譲渡に係る外航船舶の明細（第九号様式による。）

三　譲渡に係る外航船舶が第四十三条第二項の確認を受けている場合にあつては、その旨及び確認を受けた年月日

四　譲渡の予定期日

五　譲渡を必要とする理由

2　前項の外航船舶譲渡等届出書には、譲渡契約書の写しを添付するものとする。

（報告）

第四十二条の七の十一　法第三十九条の九第一項の規定による報告は、第二十七号様式による報告書を、計画期間に係る事業年度ごとに作成し、毎事業年度終了後一月以内に国土交通大臣に提出することにより行うものとする。

2　前項の報告書には、事業年度の末日における船舶の保有状況を示す書類を添付するものとする。

（検査員証）

第四十二条の七の十二　法第三十九条の九第二項において準用する法第二十五条第二項に規定する当該職員の身分を示す証票は、第二十八号様式によるものとする。

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十八　法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体と密接な関係を有する者）

第四十二条の十八　法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用する法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。）とする。